

下関市が条例で定める各種基準等について

平成26年 3月24日

第4回 下関市子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援新制度の実施主体である下関市では、制度開始に向けて次のとおり、国の定める基準（政省令）を踏まえ、条例において新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準などを定めていくことになります。

条例(仮称)	種別	新設 改正	根拠法
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられるとともに、認可・指導監督が一本化され、下関市が認可（指導監督）を行うにあたって基準を定めるもの。	認可基準	新設	認定こども園法第13条第1項
保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例 下関市が保育所の認可を行うにあたっての設備及び運営に関する基準を定めるもの。	認可基準	改正	児福法第45条第1項
地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業は、新制度において市町村の認可事業に位置付けられたことから、各種事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。	認可基準	新設	児福法第34条の16第1項
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例 認可施設（事業）の中で、下関市が施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設（事業）を確認するための基準を定めるもの。	運営基準	新設	支援法第34条第2項、第46条第2項
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めるもの。	運営基準	新設	児福法第34条の8の2第1項
保育の必要性の認定に関する基準を定める条例 省令で定められる保育の必要性の認定手続きについて、下関市における運用にあたっての詳細な設定を行うもの。	認定基準	改正	—
幼保連携型認定こども園審議会設置条例 幼保連携型認定こども園の認可にあたり、調査審議を行うための合議制の機関を置くもの。	審議会	新設	認定こども園法第25条
教育・保育の保育料を定める条例 国の定める公定価格等を踏まえ、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用者負担を定めるもの。	利用者負担	新設	支援法第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、附則第6条第4項

「支援法」＝子ども・子育て支援法

「認定こども園法」＝就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

「児福法」＝児童福祉法

条例で定める各種基準について

1. 基準を定めるにあたってのポイント

各種の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、

- (1) 政省令で定める基準に従って定めるべき基準
- (2) 政省令で定める基準を参酌して定めるべき基準
- (3) 下関市で独自に定める基準

と整理されます。

2. 参考

■ 新制度における施設・事業の類型

	施設・事業の類型	認可（認定）主体	確認主体
教育・保育施設 （施設型給付）	幼稚園型 認定こども園	山口県	下関市
	保育所型 認定こども園		
	地方裁量型 認定こども園		
	幼稚園		
	幼保連携型 認定こども園	下関市	
	保育所		
地域型保育事業 （地域型保育給付）	家庭的保育事業		
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		

※施設型給付を受けない幼稚園は確認の対象外となります。

※「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業」とは、給付対象として下関市の確認を受けた施設、事業です。

■ 国の基準（考え方）

次の資料に示される考え方に基づいて、今後、政省令が公布されることになります。

※資料については、1月31日開催の第3回審議会にて配付の資料（1/24付 国配付資料）を参考とさせていただきます。

	条例（仮称）	資料（第3回審議会 配付資料）
第4回審議会 で審議した たぐもの	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	資料3 幼保連携型認定こども園の認可基準について
	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	資料4 地域型保育事業について
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例	資料2 確認制度について
	保育の必要性の認定に関する基準を定める条例	資料1 保育の必要性の認定について

※その他の基準の考え方については、第5回以降の審議会にて審議予定

下関市における各種の基準（案）について

資料「方針（案）」のとおり。

下関市における小学校就学前の子どもの保育の必要性に関する条例策定方針

条例 1

関係法：子ども・子育て支援法第19条、第20条第1項・第2項 等

※保育の必要量の「就労下限時間」の設定について、下関市では、就労下限時間を『1か月52時間以上』に設定（事務局案）

【これまでの本市の保育に欠ける要件と同様】

理由：国において検討されている基準では、保育の必要量の認定基準に保護者の就労時間の下限を1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で自治体の実情に応じて設ける必要があります。

国において検討されている基準

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合 ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
保育の必要性の認定に係る事由	①就労 ▶フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的なすべての就労に対応 ▶居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
	<区分> 【保育標準時間】 就労時間：120時間/月以上 【保育短時間】 就労時間：下限時間～120時間/月
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること
	④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
	⑥求職活動（起業準備を含む）
	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
	⑧虐待やDVの恐れがあること
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
	⑩その他の、上記に類する状態として市町村が認める場合 ※就労以外の事由についても、保育標準時間、短時間の区分を設けることを基本とする。 ただし②妊娠、出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待やDVの恐れがあること については区分を設けない。

下関市の条例策定方針：国の基準に準ずる

保育時間	保育標準時間	11時間以内	* 超えた時間については、延長保育にて対応
	保育短時間	8時間以内	* 超えた時間については、延長保育にて対応

優先事由	①ひとり親家庭
	②生活保護世帯
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
	⑤子どもが障害を有する場合
	⑥育児休業明け
	⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
	⑧小規模保育事業などの卒園児童
	⑨その他市町村が定める事由

2. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

下関市における幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例策定方針

条例 2

根拠法：認定こども園法第13条第1項

下関市独自基準：防災対策と職員配置基準 それ以外は、国の基準に準ずる。

国において検討されている基準

学級編制	満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。 1 学級の幼児数は35人以下を原則とする。		1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号該当の子どもを除く) 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
	1 号認定 2 号認定	一体的な学級編制	
	【原則】 年度の初日前日に同年齢の幼児での編制		* 地域の実情等によって、異年齢児での学級編制可として弾力的取扱。 * 3 号認定から 2 号認定への職権による変更は、各園において弾力的取扱。

職員の配置	職員配置基準の設定		
	0歳児	満3歳以上の学級には専任の保育教諭等をおかなければならない。	3：1
	1歳・2歳児		6：1
	3歳児	その他職員配置については、公定価格の議論とあわせて検討	20：1 ⇒ 15：1 へ改善の見通しあり ※子ども・子育て関連3法付帯決議
	4歳・5歳児		30：1
	園長	必置	
	副園長・教頭	いずれか設置	努力義務
	主幹養護教諭 養護教諭 事務職員	設置	努力義務
	調理員	必置	外部委託もしくは外部搬入する場合は不要。
	その他	保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さない（短時間勤務）ことができる。	

注）保育教諭等＝主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭

職員の資格	園長	原則として教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ただし、上記要件と同等の資質を有する者についても認める。 【同等の資質】 人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」として設置者が認めた場合。
	副園長 教頭	園長の資格の取扱を準用する。

下関市における幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例策定方針

条例 2

国において検討されている基準

施設設備

原則として建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接敷地内に設けること。				
園舎の階数	2階建以下が原則。特別な事情があれば3階建以上も可。			
保育室等の設置階	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については原則1階。ただし、耐火建築・待避設備を備える場合2階への設置可。			
	満3歳未満	上記設備について、耐火建築・待避設備を備える場合3階への設置可。		
	満3歳以上	上記設備について、3階以上の設置は原則不可。		
面積等				
0歳・1歳児	乳児室	必置	1.65㎡/人	
	ほふく室	必置	3.3㎡/人	
2歳児	保育室	1.98㎡/人 特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可。		
	園庭（屋外遊技場）	3.3㎡/人以上		
3歳～5歳児	園舎	1学級	180㎡	
		2学級以上	320㎡+100㎡×（学級数-2）	
	保育室	1.98㎡/人 学級数を下ってはならない 特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可。		
	園庭（屋外遊技場）	3.3㎡/人	} どちらか } 大きい方	
		2学級以下		330㎡+30㎡×（学級数-1）
		3学級以上		400㎡+80㎡×（学級数-3）
※認可基準上の運動場・屋外遊技場の名称は園庭とし必置。園庭は、教育的観点を重視し、必要な面積は同一施設内または隣接する位置で確保することを原則として、代替地の面積算入は不可。また、屋上の面積算入については、原則不可。				
遊戯室	必置	満2歳以上の子どもを受け入れない場合を除く。		
職員室	必置			
保健室	必置	特別な事情がある場合は職員室と兼用可。		
便所	必置			
調理室	必置	自園調理を原則とする ※食事を提供すべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、人数に応じて必要な調理設備を備えていれば、独立調理室は不要。		
	満3歳未満	外部搬入不可		
	満3歳以上	以下の条件を満たせば、外部搬入可能は可とする。ただし、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ①食事の提供責任をもって、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制等であること。 ②栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 ④幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。 ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。		

下関市における幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例策定方針

条例 2

国において検討されている基準

施設設備	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備	必置
	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗淨用設備、図書室、会議室	設置に努めなければならない。

運営	平等等取扱い 虐待・懲戒権限濫用の禁止 秘密保持等	▶ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ▶ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ▶ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ▶ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。	
	教育・保育時間	開園日数	日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。 ※地域の実情に応じた弾力的扱あり。
		開園時間	1日11時間を原則とする ※地域の実情に応じた弾力的扱あり。
		満3歳以上の教育課程に係る教育時間	1日4時間を標準とする。 ※夜間保育等の状況による弾力的扱いを認める。
		満3歳以上の教育週数	39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設ける。
	食事の提供	提供範囲	食事の提供を求める子どもの範囲は2号、3号認定の子どものみとし、1号認定の子どもへの提供は園の判断。
		提供方法	食事の提供を求める子ども（2号・3号子ども）に対しても、保護者が希望する場合や行事等の際には、弁当持参を認める。
	園児要録・出席簿	▶ 在園する全ての子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿を作成する。 ▶ 子どもが転園、進学した場合は、園児要録（仮称）の抄本または写しを、転園・進学先に送付する。	
	研修等	施設職員	必要な知識及び技能の修得等に努める。
		施設	施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。
	職員会議	園長の職務の円滑な執行に資する職員会議を置くことができる。	
	運営状況評価	【義務】 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者報告 【努力義務】 関係者評価、第三者評価	
	苦情解決	苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。	
	家庭・地域との連携 保護者との連絡	【義務】 ▶ 運営状況に関する情報の積極的提供 【努力義務】 ▶ 家庭・地域との連携協力 ▶ 保護者との密接な連絡を取り、理解・協力を得る ▶ 施設の活動に保護者の参加を促す	
	感染症に係る臨時休業・出席停止	▶ 設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ▶ 園長は、在籍する子どもが感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。	
	健康診断	少なくとも1年に2回	
	子育て支援	具体的な子育て支援事業の種類・内容等については、公定価格の議論とあわせて検討	

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》

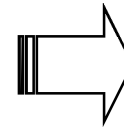
幼保連携型
(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園
(学校)

保育所
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(273件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園
(学校)

保育所機能

保育所型
(122件)

※設置主体制限なし

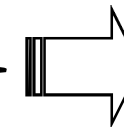
幼稚園機能

保育所
(児童福祉施設)

地方裁量型
(30件)

※設置主体制限なし

**幼稚園機能
+
保育所機能**



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

(認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

下関市における地域型保育事業の認可の要件に関する条例策定方針

条例 3

根拠法：児童福祉法第34条の16

国において検討されている基準

定員	家庭的保育	1～5人	下関市の条例策定方針:国の基準に準ずる
	小規模保育	6～19人	
	居宅訪問型保育	1人	
	事業所内保育	主として従業員の子どもその他、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する	

職員数	家庭的保育		0～2歳児	3：1	家庭的保育補助者を置く場合は5：2
	小規模保育	A型	0歳児	3：1	
			1～2歳児	6：1	+1名
		B型	0歳児	3：1	
			1～2歳児	6：1	+1名
		C型	0～2歳児	3：1	補助者を置く場合は5：2
	居宅訪問型保育		0～2歳児	1：1	
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ	
			定員19名以下	小規模保育（A，B型）と同様	

資格要件	家庭的保育		家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		
	小規模保育	A型	保育士		
		B型	保育士1/2以上 保育士以外には必要な研修を実施		
		C型	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		
	居宅訪問型保育		必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの		
	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ	
			定員19名以下	小規模保育（A，B型）と同様	

下関市における地域型保育事業の認可の要件に関する条例策定方針

条例 3

国において検討されている基準

国において検討されている基準				
設備	家庭的保育		保育を行う専用居室	
			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 * 付近の代替地可	
	小規模保育	A 型	0～1 歳児	乳児室又はほふく室
			2歳児	保育室
			屋外遊技場	* 付近の代替地可
		B 型	0～1 歳児	乳児室又はほふく室
			2歳児	保育室
			屋外遊技場	* 付近の代替地可
		C 型	0～1 歳児	乳児室又はほふく室
			2歳児	保育室
			屋外遊技場	* 付近の代替地可
	事業所内保育		0～1 歳児	乳児室又はほふく室
			2歳児	保育室
			屋外遊技場	* 付近の代替地可
	居宅訪問型保育			

面積	家庭の保育		専用居室	3.3㎡/人（部屋自体は9.9㎡）
			屋外遊技場	3.3㎡/人(2歳児)
	小規模保育	A 型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人
			保育室	1.98㎡/人
			屋外遊技場	3.3㎡/人（2歳児）
		B 型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人（
			保育室	1.98㎡/人
			屋外遊技場	3.3㎡/人（2歳児）
		C 型	乳児室/ほふく室	3.3㎡/人
			保育室	
屋外遊技場			3.3㎡/人（2歳児）	
面積	事業所内保育		定員20名以上	保育所と同じ
			定員19名以下	小規模保育（A，B型）と同様
			屋外遊技場	3.3㎡/人（2歳児）
	居宅訪問型保育			

下関市における地域型保育事業の認可の要件に関する条例策定方針

条例 3

国において検討されている基準

給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）		
	設備		
	家庭的保育	調理設備	
	小規模保育	調理設備	
	事業所内保育	定員20名以上	調理室
		定員19名以下	調理設備
	職員		
	家庭的保育	調理員	保育を行う子どもが3人以下の場合家庭的保育補助者で対応可 *連携施設等から搬入を行う場合不要 *連携施設等から搬入を行う場合不要
	小規模保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要
	事業所内保育	調理員	*連携施設等から搬入を行う場合不要
	居宅訪問型保育		

連携	連携施設	
	家庭的保育	設定必要
	小規模保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	一律には求めない
	嘱託医	
	家庭的保育	嘱託医
	小規模保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	

5. 地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

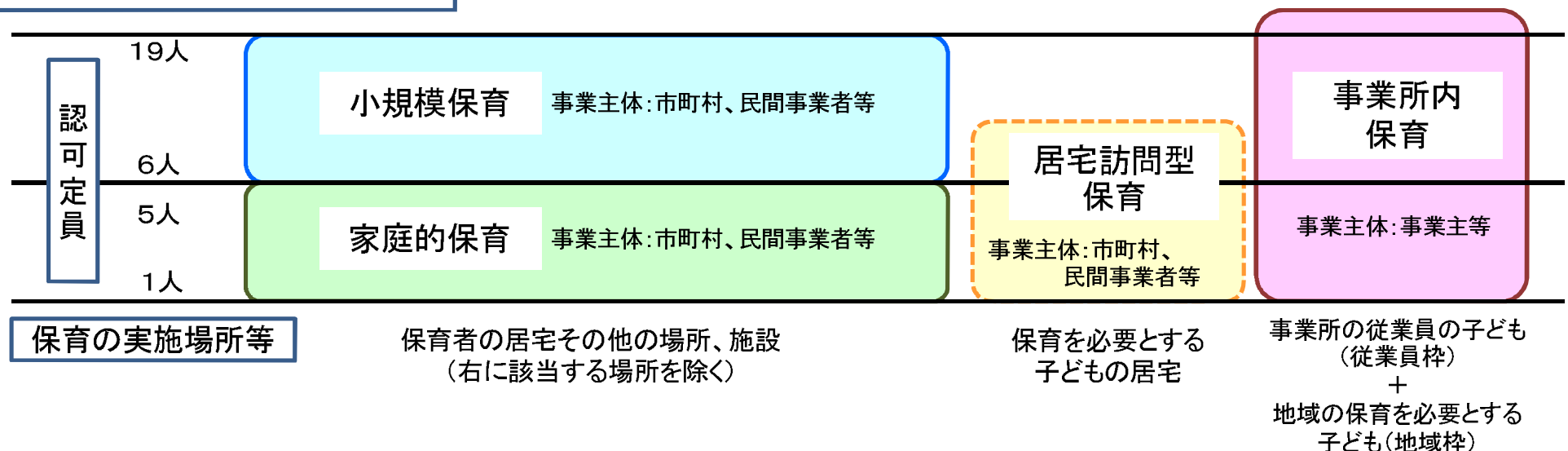
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



下関市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例策定方針

条例 4

根拠法：子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項

国において検討されている基準

下関市の条例策定方針：国の基準に準ずる

利用開始に伴う基準

I. 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。

【説明内容】	運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応などの施設・事業の選択を左右する事項
【説明方法】	パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする

II. 応諾義務

利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

▶ 正当な理由 ①定員に空きがない場合

②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）

③その他特別な事情がある場合

など

※ ③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて別途、示される予定。

▶ 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。

▶ 市町村または他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。

III. 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

【1号子ども】	①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。
【2・3号子ども】	市町村が利用調整を行う。

※ 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。

IV. 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

▶ 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。

▶ 支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。

※教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行う ことを可能とする。

国において検討されている基準

教育・保育の提供に関する基準

I. 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

各施設は、国の定める要領・指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。

幼稚園 : 幼稚園教育要領

保育所 : 保育所保育指針

幼保連携型認定こども園 : 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）

その他のこども園 : 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の内容も踏まえる

地域型保育事業 : 保育所保育指針に準じる

II. 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）

利用児童の平等の取扱い	入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
虐待の禁止	職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
懲戒による権限の濫用防止	懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

III. 連携施設との連携 **【地域型保育事業のみ】**

- ▶ 「保育内容に関する支援」「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めなければならない
- ▶ 連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ① 保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合
 - ② 合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ③ 卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合
 は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示しなければならない。
- ▶ 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めなければならない。

IV. 上乗せ徴収の取扱い

公定価格の議論とあわせて検討。

V. 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）

認可基準等によることを基本とする。

IV. 教育・保育の提供に関するその他の事項

保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、または受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合は、市町村に通知しなければならない。

国において検討されている基準

管理・運営に関する基準

I. 運営規程の策定

運営規程を定めなければならない。

- ①施設・事業の目的及び運営の方針
- ②提供する教育・保育の内容
- ③職員の職種、員数及び職務の内容
- ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）
※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。
※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。
- ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）
- ⑥利用定員（確認制度上の定員設定と同じ区分）
- ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待防止のための措置に関する事項
- ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項

II. 秘密保持（個人情報管理）

- ▶ 正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない
- ▶ 秘密保持に関する職員（退職となった者も含む）への必要な措置を講じなければならない。
- ▶ 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得なければならない。

III. 非常災害対策、衛生管理等

- ▶ 非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施しなければならない。
- ▶ 施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じなければならない。

IV. 事故発生の防止、発生時の対応

事故発生（再発）防止	①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
事故発生時の対応	①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。 ②事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。 ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。

V. 評価

- ▶ 自己評価及びそれに基づく改善を行わなければならない。
- ▶ 施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努めなければならない。

国において検討されている基準

管理・運営に関する基準	VI. 苦情処理	
	▶ 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ▶ 確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行わなければならない。	
	VII. 会計の区分	
	▶ 公費の透明性確保の観点から、教育・保育施設、地域型保育事業ごとに区分しなければならない。 ▶ 財務諸表を公表しなければならない。	
	VIII. その他	
	勤務体制の確保等	適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。
	誇大広告の禁止	施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。
撤退時のルール	▶ 撤退時における市町村または当該施設・事業者等からの連絡調整等について、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力しなければならない。 ▶ 上記において、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に配慮することとする。	